

土砂等の埋立て事業の 適正化に関する条例

～手続きに関するてびき～

八王子市まちなみ整備部開発指導課

目 次

はじめに	2
八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例	3
八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例施行規則	8
様式（第1号様式）～（第9号様式）	11
保証金に関する協定書	21
八王子市土砂等の埋立て事業の保証金に関する質権設定契約実施要領	23
様式（第1号様式）～（第2号様式）	24
条例の概要解説	26
手続きフロー図	29

～ はじめに ～

本書は、八王子市内で土砂等の埋立て事業を行う際に必要な手続きなどを定めた「八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例」に関するてびきです。条例及び条例施行規則の全文を掲載しているほか、必要な事項をまとめています。

本条例は、土砂等の埋立て事業を許可する各法令を補完するような内容を定め、これらの各法令と相まって、事業の規制を図っていくものです。ただし、本条例の手続きだけで土砂等の埋立て事業が行えるわけではなく、本条例での手続きを経て、各法令の事業許可が必要となります。

主な内容は、事業計画の届出・事業区域の周辺関係者への事前説明・事業完了後の維持管理方法を定めた土地再生管理計画の届出・事業の安全な施行を保証するための現金預託などです。これらは全て、各法令の事業許可申請の前に行ってもらいます。

また、本条例では、土地所有者のみなさんに対しても、事業主とともに土地再生管理計画を届出してもらうなどの責務が規定されています。事業主の方に土地を貸す場合には、土地所有者にも多大な責任があることを念頭に慎重に契約してください。

八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市内における土砂等による土地の埋立て及び盛土を行う事業（以下「事業」という。）の適正な履行を確保するため、他の法令に定めるもののほか必要な措置を定めることにより、当該事業に起因する災害の発生を防止するとともに、自然環境の保護、生活環境の確保等を図り、もって市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て及び盛土の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 工事 事業に係る工事をいう。
- (3) 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
- (4) 土砂発生者 事業に使用する土砂等を建設工事等により発生させた者をいう。
- (5) 事業主 自ら工事を施行する者又は工事の請負契約の注文者をいう。
- (6) 工事施行者 工事の請負契約の請負人をいう。
- (7) 土地所有者 事業区域内の土地の所有者をいう。
- (8) 土地再生管理計画 事業区域における森林等の公益的機能の再生並びに事業施行時及び事業完了後の土地の維持管理に関する計画をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次に掲げる事業について適用する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の対象となる事業
- (2) 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第47条第1項第3号、第6号及び第9号の規定による許可の対象となる事業
- (3) 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成3年八王子市条例第2号）第5条第1項の規定による許可の対象となる事業

2 前項各号に掲げる事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業については、この条例は適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可の対象となる事業
- (2) 墓地、霊園及びこれらに類するものの建設に伴う事業
- (3) 事業区域の面積が3,000平方メートル未満かつ盛土の高さが3メートル未満の事業
- (4) その他市規則で定める事業

(市の責務)

第4条 市は、事業主、工事施行者及び土地所有者に対し、適正に事業を行うように指導するとともに、土地再生管理計画の実施について指導に努めなければならない。

(土砂発生者の責務)

第5条 土砂発生者は、土砂等が適正に処理されるように必要な措置を講じなければならない。

(事業主及び工事施行者の責務)

第6条 事業主及び工事施行者は、適正に事業を行うことにより、事業に伴う災害を未然に防ぎ、事業区域及びその周辺地域の安全確保を図るとともに、土地所有者と協力し、土地再生管理計画の実行に努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第7条 土地所有者は、事業主及び工事施行者と協力し、適正に事業区域を管理するとともに、土地再生管理計画の実行に努めなければならない。

第2章 事業計画の届出等

(事業計画の届出)

第8条 事業主は、事業を行おうとするときは、事業計画を作成し、市規則で定める書類及び図面を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の事業計画は、第3条第1項各号の法令（以下「各法令」という。）に基づく許可を申請しようとするときに、あらかじめ届け出るものとする。

3 第1項の規定は、事業の内容を変更しようとする場合について準用する。ただし、軽微な変更については、これを省略することができる。

(周辺関係者への事前説明)

第9条 事業主は、前条第1項の規定により事業計画の届出をするときは、事業区域の周辺関係者に対し、詳細な内容を説明しなければならない。この場合において、事業区域の周辺関係者に十分な理解を得られるように努めなければならない。

2 事業主は、事業区域及びその周辺地域の安全確保に関し、事業区域の周辺関係者と協定を締結するように努めなければならない。

3 事業主は、前項の規定により協定を締結したときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

4 前3項の規定は、事業の内容を変更しようとする場合について準用する。ただし、軽微な変更については、これを省略することができる。

(土地再生管理計画の届出)

第10条 事業主及び土地所有者は、第8条第1項の規定により事業計画の届出をするときは、土地再生管理計画を作成し、市規則で定める書類及び図面を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の土地再生管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 土地再生管理計画の名称

(2) 事業区域の位置及び面積

(3) 土地の具体的な再生方法

(4) 土地を継続的に維持管理するための方法

3 前2項の規定は、事業の内容を変更しようとする場合について準用する。ただし、軽微な変更については、これを省略することができる。

(工事着手の届出)

第11条 事業主は、工事に着手しようとするときは、あらかじめ工事着手届その他の市規則で定める書類を市長に届け出なければならない。

(事業の完了等)

第12条 事業主は、事業を完了し、又は廃止し、若しくは中止したときは、速やかに市規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 事業主は、事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該事業の廃止又は中止に起因する災害の発生を防止するとともに、自然環境を保護するために必要な措置を講じなければならない。

第3章 保証金の預託

(保証金の預託)

第13条 事業主は、第8条第1項の規定により事業計画の届出をするときは、事業の適正な履行を保証するため並びに事業区域及びその周辺地域における災害発生の防止、自然環境の保護、生活環境の確保等を保証するため、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。

2 前項に規定する保証金の額は、300万円及び事業区域に搬入する土砂等の量（以下「搬入土量」という。）に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

3 事業主は、第1項の定期預金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならない。

4 前3項の規定は、搬入土量を変更しようとする場合について準用する。

(保証金の使途)

第14条 保証金は、事業主が、事業を適正に履行しない場合、事業区域及びその周辺地域における安全が著しく脅かされている状態にあるにもかかわらずその対策を講じない場合又は自然環境若しくは生活環境の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じない場合に、市が行う当該事業区域及びその周辺地域における防災対策、水路整備等に要する経費に充てるものとする。

2 市、事業主及び土地所有者は、前項の防災対策、水路整備等に要する経費に充てることを明らかにするため、保証金に関する協定を工事の着手の日までに締結しなければならない。

(質権設定契約の解除)

第15条 市長は、第12条第1項の規定による完了の届出があったとき、又は同条第2項の規定による措置が講じられていると認めたときは、第13条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

第4章 雑則

(事業の承継等の届出)

第16条 第8条第1項の規定により事業計画の届出をした事業主について、相続、合併、分割その他の事由により事業主の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業主は、事業主、工事施行者又は土地所有者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があったときは、市規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可権者との連携)

第17条 市長は、事業を適正に行わせるために、各法令の許可権限を有する者（以下「許可権者」という。）と連携するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を許可権者に通知するものとする。

(1) 事業計画に反して事業を行った事業主及び工事施行者

(2) 第10条の規定による土地再生管理計画の届出をしなかった事業主及び土地所有者

(3) 第13条の規定による保証金の預託をしなかった事業主

(勧告)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、事業を適正に行うように、又は届出若しくは預託をするように勧告することができる。

(1) 事業計画に反して事業を行った事業主及び工事施行者

(2) 第10条の規定による土地再生管理計画の届出をしなかった事業主及び土地所有者

(3) 第13条の規定による保証金の預託をしなかった事業主

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者から、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主及び工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第20条 市長は、事業主、工事施行者又は土地所有者が第18条第1項の規定による勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、市規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に対して、期間を定め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に事業主が各法令の許可に係る手続で市長が別に定めるものを行っている場合については、この条例の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に事業主が各法令の許可に係る手続で市長が別に定めるものを行っている

場合の保証金の額については、この条例による改正後の

八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例（以下「新条例」という。）

第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例（以下「旧条例」という。）第13条の規定により保証金の預託をしている事業（前項の規定を適用して算出した保証金の預託をする事業を含む。次項において同じ。）で、施行日以後に事業区域に搬入する土砂等の量（以下「搬入土量」という。）を増量する場合の当該増量後の保証金の額は、新条例第13条第2項の規定にかかわらず、旧条例第13条第2項に規定する額及び当該増量分の搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。
- 4 旧条例第13条の規定により保証金の預託をしている事業で、施行日以後に搬入土量を減量する場合の保証金の額の計算方法については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に事業主が各法令の許可に係る手続で市長が別に定めるものを行っている場合については、新条例第14条第2項の規定は、適用しない。
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例（平成18年八王子市条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第3条第2項第4号に規定する市規則で定める事業は、国、独立行政法人、地方公共団体その他の公共団体が行う事業とする。

(事業計画書)

第4条 条例第8条第1項に規定する事業計画の届出は、事業計画書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第1項に規定する市規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 土地所有者名簿
- (3) 事業主と土地所有者との事業に関する契約書の写し
- (4) 事業主の印鑑登録証明書（事業主が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書）
- (5) 事業区域の位置図
- (6) 事業区域の現況平面図及び断面図
- (7) 事業区域の計画平面図及び断面図
- (8) 土砂等の搬入計画を記載した書類
- (9) 搬入土量計算書
- (10) 土砂等の搬入経路図
- (11) 防災計画書
- (12) 計画排水平面図及び断面図
- (13) 土砂等の構造に関する安定計算をした書類
- (14) その他市長が必要と認める書類及び図面

(周辺関係者)

第5条 条例第9条第1項に規定する事業区域の周辺関係者とは、事業区域に隣接する土地の所有者及びその土地を直接使用する権利を有する者その他市長が必要と認めるものをいう。

(土地再生管理計画)

第6条 条例第10条第1項に規定する土地再生管理計画の届出は、土地再生管理計画届出書（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第10条第1項に規定する市規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地所有者の印鑑登録証明書（所有者が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書）
- (2) 条例第10条第2項第3号に規定する方法を示すために必要な書類及び図面
- (3) 条例第10条第2項第4号に規定する方法を示すために必要な書類及び図面

(4) その他市長が必要と認める書類及び図面

(工事着手の届出)

第7条 条例第11条に規定する市規則で定める書類は、工事着手届（第3号様式）及び条例第3条第1項各号の法令（以下「各法令」という。）に基づく事業の許可を証する書類の写しとする。

(事業完了届等)

第8条 条例第12条第1項に規定する届出をしようとする事業主は、事業を完了した場合にあっては事業完了届（第4号様式）及び各法令に基づく検査に合格した旨を証する書類の写しを、事業を廃止し、又は中止した場合にあっては事業廃止・中止届（第5号様式）を、市長に届け出なければならない。

(質権の設定)

第9条 条例第13条第3項に規定する質権設定契約の締結に関し必要となる費用は、事業主の負担とする。

2 条例第13条第3項に規定する質権設定契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(保証金の使途等)

第10条 条例第14条に規定する事業区域及びその周辺地域における安全が著しく脅かされている状態とは、次の各号に掲げる状態をいう。

(1) 各法令により、当該事業に対する中止命令が発せられた状態

(2) 事業主が条例第12条第2項に定める必要な措置を講じることなく事業を廃止し、又は中止し、事業区域を放置した状態

(3) 前2号に掲げるものと同程度に安全が確保されていないと市長が認める状態

2 市長は、保証金を条例第14条に規定する経費に充て、なお残額があるときは、事業主に返還するものとする。市長は、保証金を条例第14条に規定する経費に充て、なお残額があるときは、事業主に返還するものとする。

(事業承継等の届出)

第11条 条例第16条第1項に規定する事業承継の届出は、事業承継届出書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第16条第2項に規定する届出をしようとする事業主は、変更届出書（第7号様式）を市長に届け出なければならない。

(勧告)

第12条 条例第18条第1項の規定による勧告は、勧告書（第8号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第9号様式）によるものとする。

(公表)

第14条 条例第20条第1項の規定による公表は、公告、市が発行する広報紙への掲載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

2 市長は、条例第20条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該意見を述べる機会までに相当な期間において、当該意見を述べる機会を与える者に対し、その旨を通知するものとする。

る。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日規則第49号）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年6月14日規則第64号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月30日規則第49号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

事業計画書

年 月 日

八王子市長 殿

事業主 住所
氏名

印

※法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり事業計画を定めたので、届け出ます。

事業名及び事業の目的		
事業区域の所在地		
事業区域の面積	㎡	
工事の概要		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
搬入する土砂等の発生場所及び種類	発生場所	種類
搬入土量(全体量)	m³	
搬入土量(1日あたり)	m³	
車両台数(1日あたり)	台	
使用機械の種類及び台数		
防災対策		
自然環境の保護		
生活環境の確保		
その他		

第2号様式（第6条関係）

土地再生管理計画届出書

年 月 日

八王子市長

殿

事業主 住所

氏名

㊟

土地所有者 住所

氏名

㊟

☐ 森林法第10条の2第1項

☐ 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第1項

☐ 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項

に基づく許可を申請しようとしている事業について、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり土地再生管理計画を定めたので、届け出ます。

記

計画の名称				
事業区域	位置		面積	m ²
具体的な 再生方法	1. 災害防止 2. 土壌保全 3. 環境保全 4. 水源涵養 その他			
継続的に 維持管理 する方法	1. 災害防止 2. 排水施設 3. 樹木・植物 その他			

第3号様式（第7条関係）

工事着手届

年 月 日

八王子市長

殿

事業主 住所
氏名

☐ 森林法第10条の2第1項

☐ 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第1項

☐ 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項

に基づき許可を受けた事業について、下記のとおり工事に着手したいので、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例第11条の規定に基づき、許可権者からの事業許可を証する書類の写しを添えて、届け出ます。

記

法令許可番号	年 月 日付 第 号			
事業区域	位置			
	面積	m ²		
着手年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
工事施行者	住所			
	名称		電話番号	
現場責任者	氏名		電話番号	

第4号様式（第8条関係）

事業完了届

年 月 日

八王子市長

殿

事業主 住所
氏名

☐ 森林法第10条の2第1項

☐ 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第1項

☐ 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項

に基づき許可を受けた事業について、許可内容のとおりに完了し、許可権者から検査に合格した旨を証する書類の交付を受けたので、その写しを添えて下記のとおり届け出ます。

また、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例第13条第3項の規定に基づき締結した質権設定契約の解除を求めます。

記

法令許可番号	年 月 日付 第 号	
事業区域	位置	
	面積	m ²
工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
検査年月日	年 月 日	

事業廃止・中止届

年 月 日

八王子市長

殿

事業主 住所

氏名

㊞

☐ 森林法第10条の2第1項

☐ 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第1項

☐ 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項

に基づき許可を受けた事業について、（ 廃止・中止 ）したので、下記のとおり届け出ます。

また、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例第13条第3項の規定に基づき締結した質
権設定契約の解除を求めます。

記

法令許可番号	年 月 日付 第 号	
事業区域	位置	
	面積	m ²
工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
事業を廃止又は 中止した日	年 月 日	
事業を廃止又は 中止した理由		

事業承継届出書

年 月 日

八王子市長 殿

事業主 住所
氏名

㊞

☐ 森林法第10条の2第1項

☐ 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第1項

☐ 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項

に基づき事業の許可を受けた事業主の地位を承継したので、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例第16条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

法令許可番号	年 月 日付 第 号	
事業区域	位 置	
	面 積	m ²
被承継人	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
承継年月日	年 月 日	
承継の原因	相 続 合 併 分 割 その他	
その他の事由		

変更届出書

年 月 日

八王子市長 殿

事業主 住所
氏名

㊞

☐ 森林法第10条の2第1項

☐ 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第1項

☐ 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項

に基づき許可を受けた事業について、下記のとおり変更があったので、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。

記

法令許可番号	年 月 日付 第 号	
事業区域	位置	
	面積	m ²
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

勧告書

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

あなたが、

で、

☐ 森林法第10条の2第1項

☐ 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第1項

☐ 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項

に基づき許可を受けて行っている事業については、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例に規定する必要な手続等が行われていないので、同条例第18条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告の内容

勧告の理由

第9号様式（第13条関係）

（第1面）

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職	名		写真	
氏	名			
生年月日	年	月		日生
	年	月		日交付
	年	月	日限り有効	
八王子市長			印	

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- 備考
- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

保証金に関する協定書

本協定は、八王子市 町 番 の盛土造成事業の「八王子市土砂等の埋立事業の適正化に関する条例（以下「条例」という。）第14条に基づく防災対策等の費用に充てるための保証金（以下「保証金」という。）に関する必要な事項について、八王子市（以下「甲」という。）、事業者（以下「乙」という。）及び土地所有者（以下「丙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、条例第14条の保証金の使途等に関し、甲乙丙があらかじめ工事施行及び管理について協定を締結しておくことにより、防災工事等の緊急対応を図ることを目的とする。

（対象となる工事及び区域）

第2条 対象となる工事は、八王子市 町 番 の盛土造成事業地内及び周辺地域における防災対策、水路整備等についての工事（以下、「防災工事」という。）を要すると甲が認める区域とする。

（防災工事の設計および施行）

第3条 甲は、保証金の範囲内で防災工事の内容を決定し、乙及び丙へ通知のうえ、これを施行するものとし、乙及び丙は甲の決定したとおりの防災工事が施行されることを了承するものとする。

（保証金の防災工事への充当）

第4条 甲は、保証金を条例14条の規定に基づき、乙及び丙が事業を適正に履行しない場合、または、対策を講じない場合に実施する第2条の防災工事に要する費用に充てるものとし、乙及び丙はこれを了承する。

（乙及び丙の協力）

第5条 乙及び丙は、防災工事の施行にあたって、甲に協力するものとする。

（保証金残額の返還）

第6条 甲は、条例施行規則第10条第2項に基づき、保証金に残額があるときは、乙に返還するものとする。

（防災工事により築造された施設等の所有および管理）

第7条 甲が第2条の防災工事により築造した法面、調整池、排水施設等の施設のうち盛土造成事業地内の施設についての所有及び管理は、防災工事完了日以降、乙とし、甲が実施した公共施設に関する防災工事により築造した施設については、甲は無償で丙の敷地を使用でき、その所有権、管理権等を有するものとし、乙及び丙はその所有権、管理権等を有しないものとする。

(土地所有者の責務)

第8条 丙は、乙と協力し、甲が第2条の防災工事により築造した施設のうち公共施設を除く法面、調整池、排水施設等の施設の管理を行うものとする。

(協定の変更)

第9条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の各条項の解釈に疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、その1通を保有する

年 月 日

八王子市(甲) 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市

八王子市長

印

事業者(乙)

印

土地所有者(丙)

印

八王子市土砂等の埋立て事業の保証金に関する質権設定契約実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例（平成18年八王子市条例第43号。以下「条例」という。）第13条第3項の規定により、市と条例第2条第5号に規定する事業主（以下「事業主」という。）が締結する質権設定契約に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(金融機関)

第2条 条例第13条第1項の規定に基づき、事業主が保証金を定期預金により預入する金融機関は、事業主に対する債権を有しない金融機関に限るものとする。

(質権設定契約書)

第3条 条例第13条第3項の規定に基づき、市と事業主が締結する質権設定契約は、定期預金質権設定契約書（第1号様式）によるものとする。

(金融機関の承諾等)

第4条 事業主は、条例第13条第3項の規定に基づき、市を質権者とする質権設定に対し、当該金融機関の承諾を得なければならない。

2 事業主は、前項の承諾を得た場合は、当該承諾書に公証人による確定日付を取得しなければならない。

(利息の取扱等)

第5条 条例第13条第3項の規定に基づき、市と事業主が締結する質権設定契約において、市が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、当該金融機関の定める利率により発生する定期預金の利息は含めないものとする。

2 条例第3条に規定する事業の完了前に、条例第13条第1項の規定に基づき預入された定期預金に満期日が到来し、当該金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が及ぶものとする。

(預り証等)

第6条 条例第13条第3項の規定により締結した質権設定契約に基づき、市が事業主から定期預金証書を預かったときは、事業主に預り証（第2号様式）を交付するものとする。

2 条例第13条第3項の規定により締結した質権設定契約を、条例第15条の規定により解除するときは、市が預かっていた定期預金証書を事業主に返還することにより行う。

3 第1項の預り証は、前項に基づき、市が事業主に定期預金証書を返還したときは、事業主はこれを市に返還しなければならない。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

(要領第1号様式)

定期預金質権設定契約書

八王子市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)との間に、
次のとおり定期預金質権設定契約を締結する。

第1条 乙は甲に対し、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例(平成18年八王子市条例
第43号。以下「条例」という。)第13条第2項の規定に基づき、乙が八王子市
_____で行う土砂等の埋立て事業(以下「本件事業」という。)の適正な履行に対する
保証として、金_____円を負担していることを確認する。

第2条 乙は甲に対し、前条の保証を担保するため、後記定期預金債権に質権を設定し、同預金証書を
本契約締結と同時に甲に引き渡すものとする。乙は本契約締結後直ちに、定期預金の預入先金融機関
から質権設定の承諾を得て、承諾書に公証人の確定日付を押捺の上、甲に引き渡すものとする。

第3条 前条で設定した質権において、甲が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、定期預金の
預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含めないものとする。

第4条 本件事業の完了前に定期預金債権に満期日が到来し、預入先金融機関の定めるところにより継
続更新された定期預金債権についても、当該債権に同一性が認められる限り、設定した質権の効力が
及ぶものとする。

第5条 乙又は本件事業につき、条例第14条及び同条例施行規則(平成18年八王子市規則第84号。)
第10条に規定する事由のいずれかが発生したときは、甲は質権を実行し、第三債務者から預金債権
の払戻しを受けることができる。

定期預金債権の表示

預入先 銀行 支店
口座番号
金 額 円
期 間 年 月 日から 年 月 日まで
名 義 人

上記のとおり契約が成立したので、本証書一通を作成し、末尾に甲乙各自記名押印の上、甲がこれを
保有し、乙は本証書の写しを保有する。

年 月 日

債権者(甲) 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
八王子市長 ⑩

設定者(乙)

⑩

(金融機関の承諾書)

上記債権質権設定を承諾した。

金融機関(所在地)
(支店名)
支店長

⑩

(要領第2号様式)

預 り 証

定期預金証書1通

(内訳)

預入先 銀行 支店
口座番号
金 額 円
期 間 年 月 日から 年 月 日まで
名 義 人

上記定期預金証書を、八王子市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例第13条の規定により締結した質権設定契約に基づき、確かに預かりました。

年 月 日

殿

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市

八王子市長

㊞

【条例の概要解説】

この条例の主な条項を中心に、留意点などをまとめてあります。

条例の対象となる事業（第3条）

この条例は、土砂等による土地の埋立て及び盛土を行う事業で、次のものについて適用します。

- (1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の対象となる事業
- (2) 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第1項第3号、第6号及び第9号の規定による許可の対象となる事業
- (3) 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項の規定による許可の対象となる事業

この条例で事業の許可を行うわけではありません。あくまでも、事業の許可は上記の各法令で行います。この条例では、各法令の許可の対象となる事業を行う場合、あらかじめ、この条例に規定する必要な届出等をしてもらうことを定めています。

ただし、次のいずれかに該当する事業については、この条例は適用しません。

- (1) 都市計画法第29条の規定による許可の対象となる事業
- (2) 墓地、霊園及びこれらに類するものの建設に伴う事業
- (3) 事業区域の面積が3,000㎡未満かつ盛土の高さが3m未満の事業
- (4) 国、独立行政法人、地方公共団体等が行う事業

条例の遵守事項

この条例では、事業主等の方に、次の事項を守っていただきます。

- (1) 事業計画の届出（第8条）
- (2) 事業区域の周辺関係者への事前説明（第9条）
- (3) 事業完了後の維持管理方法を定めた土地再生管理計画の届出（第10条）
- (4) 事業の安全な施行を保証するための保証金預託（第13条）

これらは全て、各法令の事業許可申請の前に行ってもらいます。

周辺関係者への事前説明（第9条）

事業計画の届出をするときは、事業主は、事業区域の周辺関係者（※）に詳細な内容を説明しなければなりません。また、事業の安全確保に関し、周辺関係者と協定を締結するように努めてください。

※事業区域の周辺関係者＝隣接する土地の所有者及びその土地を直接使用する権利を有する者、地元町会・自治会の長、近隣学校等

土地再生管理計画の届出（第10条）

事業計画の届出をするときは、事業主及び土地所有者は、事業区域における森林等の公益的機能の再生と事業施行時及び完了後の維持管理に関する土地再生管理計画を定め、市長に届出しなければなりません。この計画には、次の事項を定めてください。

- (1)土地再生管理計画の名称
- (2)土地の具体的な再生方法
- (3)土地を継続的に維持管理するための方法

また、森林等の公益的機能とは、次のようなことを言います。

- (1)水源涵養機能
- (2)山地災害防止及び土壌保全機能
- (3)地球環境保全及び生活環境保全機能
- (4)保健休養及び教育的文化機能

生来的に森林等が備え持っている機能を、できる限り再生するように計画を定めてください。

保証金の預託（第 13 条）

事業計画の届出をするときは、事業主は、事業の適正な履行と事業区域やその周辺地域の災害発生防止等を保証するため、保証金を預託しなければなりません。預託方法は次のとおりです。

- (1) 保証金の額は、**3 0 0 万円及び事業区域に搬入する土砂等の量に 1 立方メートル当たり 4 0 0 円を乗じて得た額の合計額**

（例）1 0, 0 0 0 m³の土砂等を埋め立てる場合

計算式 3 0 0 万円+1 0, 0 0 0 m³× 4 0 0 円=7 0 0 万円の保証金になります。

- (2)上の計算で算出した金額を、市長と協議して定める金融機関に、事業主名義で定期預金により預入れしてください。
- (3)預入れされた定期預金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結してもらいます。
- (4)質権設定に対し金融機関の承諾を受け、公証役場において確定日付を取ります。
- (5)質権に基づき、市が定期預金証書を預かります。

事業が計画通り適正かつ安全に完了した場合は、事業主との質権設定契約を解除し、お預かりしていた定期預金証書を返還します。

保証金の使途（第 14 条）

事業主から預託された保証金は、事業が計画通り適正かつ安全に完了すればお返しするものですが、次のような場合には、質権設定契約に基づき、市が定期預金を解約し、その現金を事業区域やその周辺地域の防災工事・水路整備等に要する経費に充てます。

- (1)事業区域やその周辺地域の安全が著しく脅かされている状態であるにもかかわらずその対策を講じない場合
- (2)事業区域やその周辺地域の自然環境又は生活環境の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じない場合

ただし、保証金によって、市が事業主に成り代わって事業を完了させるものではありません。事業区域やその周辺地域の危険な状態を回避し、安全を確保することを目的に保証金は使用します。

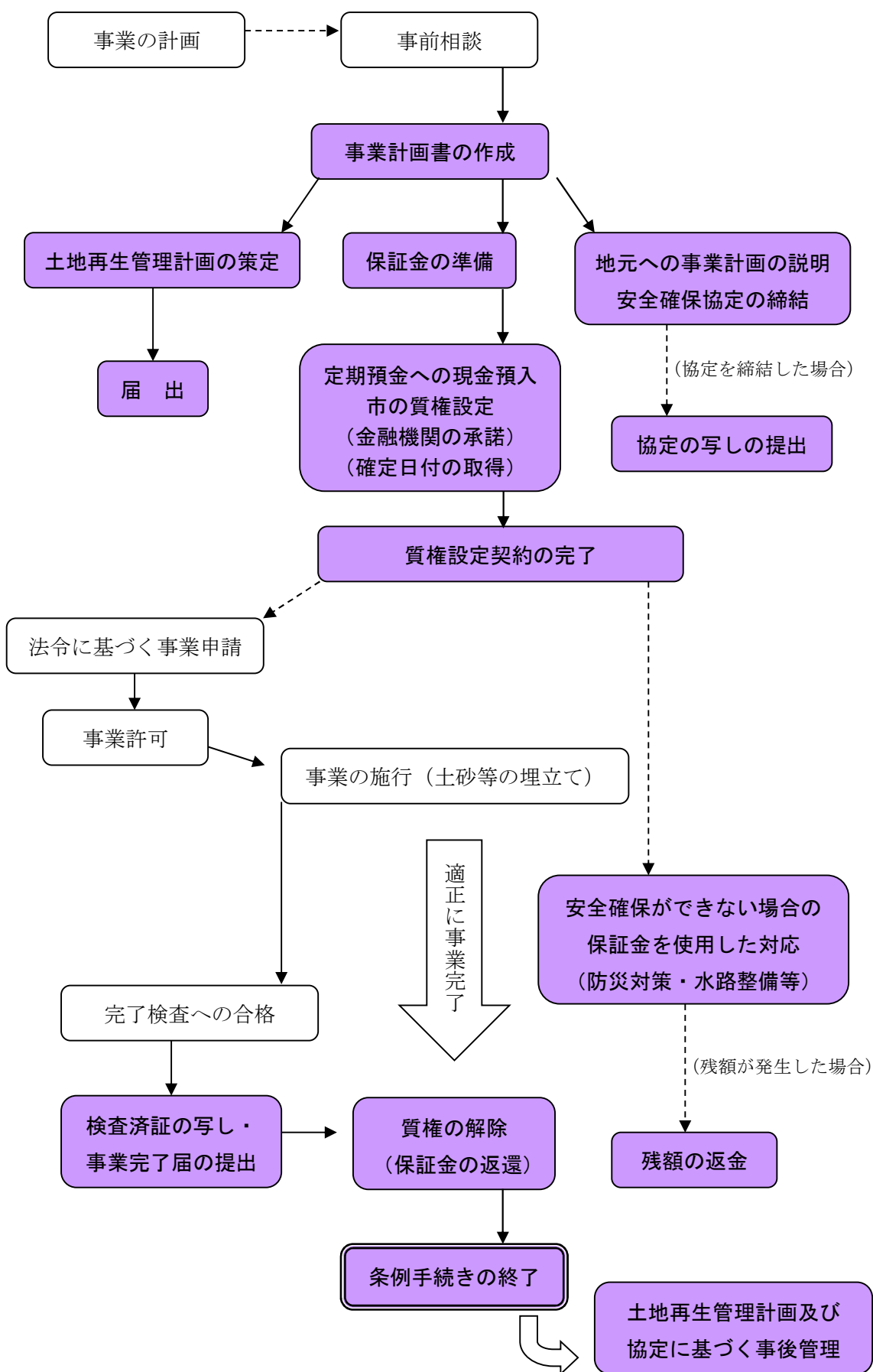
勧告（第 18 条）・公表（第 20 条）

次のいずれかに該当する者に対し、市長は勧告することができます。

- (1)事業計画に反して事業を行った事業主及び工事施行者
- (2)土地再生管理計画の届出をしなかった事業主及び土地所有者
- (3)保証金の預託をしなかった事業主

また、市長は、これらの勧告を受けたにもかかわらず、その勧告に従わないときは、その者の氏名や住所・勧告の内容を公表することができます。

[手続きフロー図]



土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例
～手続きに関するてびき～

2022 年 4 月 1 日

八王子市まちなみ整備部開発指導課

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

TEL：042-620-7262